

令和○年度みどりの食料システム戦略実現技術開発・社会実装促進事業  
(委託プロジェクト研究) (課題名)  
実施要領 (ひな形)

第1 ○年間の研究内容及び目標

(1) 研究内容

○、○。

(2) 研究目標

○、○。

第2 令和○年度の研究内容

(1) ≪小課題名≫

○、○。

(2) ≪小課題名≫

○、○。

第3 留意事項

○○

第4 受託者による運営管理

- (1) 受託者は、第2の(1)から(○)ごとにサブリーダーを配置し、当該サブリーダーが各研究の効果的かつ効率的な推進及び研究成果の取りまとめに責任を持つこととする。
- (2) 研究開発責任者は、サブリーダーの指導及び監督をするものとする。
- (3) 研究開発責任者は、本委託事業の実施につき、農林水産技術会議事務局が指名するプログラムオフィサー（以下、POという）の指導及び監督を受けるものとする。

第5 次年度計画、事業実績の報告

- (1) 受託者は、本委託事業の研究期間の初年度において、研究実施計画書（別紙様式1）の案を、POが別途指定する期日までに、POに提出するものとする。  
また、当該年度の翌年度に継続して研究を行うことを予定しているときは、翌年度の研究実施計画書（別紙様式1）の案を、POが別途指定する期日までに、POに提出する。
- (2) 受託者は、当該年度の受託に関わる試験研究が終了したときは、その実績報告書（別紙様式2-1～○※）を履行期限までにPOに提出するものとする。
- (3) 受託者は、最終年度の受託に関わる試験研究が終了したときは、最終年度の実績報告書（別紙様式2-1）に加え、最終年度報告書（別紙様式3-1～○※）を履行期限までにPOに提出するものとする。

※別紙様式2-4、3-6については課題ごとに必要に応じて提出してください。

第6 環境への配慮

- (1) 受託者は、以下の主な環境関係法令のうち、関連するものを遵守するものとする。

ア 適正な施肥

- ・肥料の品質の確保等に関する法律（昭和 25 年法律第 127 号）
- ・農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和 45 年法律第 139 号）
- ・土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号） 等

イ 適正な防除

- ・農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）
- ・植物防疫法（昭和 25 年法律第 151 号）
- ・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号） 等

ウ エネルギーの節減

- ・エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号） 等

エ 悪臭及び害虫の発生防止

- ・家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）
- ・悪臭防止法（昭和46年法律第91号） 等

オ 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- ・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）
- ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）
- ・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成 7 年法律第112号）
- ・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和 3 年法律第60号） 等

カ 生物多様性への悪影響の防止

- ・遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）
- ・水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
- ・湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）
- ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）
- ・鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）
- ・合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）
- ・水産資源保護法（昭和26年法律第313号）
- ・持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号） 等

キ 環境関係法令の遵守等

- ・環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和 4 年法律第37号）
- ・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- ・環境影響評価法（平成9年法律第81号）
- ・地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）
- ・国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号）
- ・土地改良法（昭和24年法律第195号）

- ・ 森林法（昭和26年法律第249号）
- ・ 漁業法（昭和24年法律第267号） 等

- （2）受託者は、新たな環境負荷を与えることにならないよう、別紙様式3－4に記載された項目に取り組むこと。最終年度の受託に関わる試験研究が終了したときは、別紙様式3－4に取組結果を記載し、最終年度報告書とあわせて提出するものとする。

## 第7 知的財産の管理

受託者は、「農林水産研究における知的財産に関する方針」（平成28年2月農林水産技術会議決定、令和4年12月改訂）に基づき、以下のとおり知的財産の管理を行うものとする。

- （1）受託者は、本委託事業の進行管理を行う会議等において、本委託事業における知的財産に関する基本的な合意事項（秘密保持、知的財産権の帰属の基本的考え方、知的財産権（研究成果に係るもの及び研究グループの各構成員があらかじめ保有するもの等）の自己実施や実施許諾に係る基本的な考え方等）についての構成員間の合意文書又は知的財産に係る事項を規定したコンソーシアムの規約等（以下「知財合意書等」という。）を改正したときは、改正した知財合意書等をPOに報告するものとする。
- （2）受託者は、本委託事業において得られる研究成果の権利化、秘匿化、論文公表等による公知化、標準化といった取扱いや実施許諾等に係る方針（以下「権利化等方針」という。）を、研究推進会議等（会議の名称や形式等にかかわらず、知的財産マネジメントについて構成員が検討することを含む場をいい、研究推進会議や運営委員会のほか、様々な形態での検討の場も含む。以下同じ。）において検討し、別紙様式4により、毎年度、契約期間内にPOに報告するものとする。
- （3）受託者は、前記知財合意書及び権利化等方針の検討に当たって、研究推進会議等に、知的財産マネジメントに関して知見を有する者（弁理士、弁護士、民間企業・大学 TLO における知的財産マネジメントの実務経験者等）を参画させうえ、同者の助言を得ながら、知的財産マネジメントを行うものとする。
- （4）受託者は、知財合意書等及び権利化等方針の検討に当たっては、研究成果に係る知的財産権の研究ライセンスについて、「大学等における政府資金を原資とする研究開発から生じた知的財産権についての研究ライセンスに関する指針」（平成18年5月23日総合科学技術会議）を踏まえるとともに、研究成果に係るリサーチツール特許の使用について、「ライフサイエンス分野におけるリサーチツール特許の使用の円滑化に関する指針」（平成19年3月1日総合科学技術会議決定）に基づき対応するものとする。

## 第8 府省共通研究開発管理システムへの登録

第5期科学技術基本計画（平成28年1月閣議決定）において、公募型資金については、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）への論文・特許等の成果情報や会計実績のe-Radでの登録を徹底することとされていることに鑑み、受託者は、各年度の研究成果情報等について、e-Radでの入力を行うものとする。

## 第9 事前協議

受託者は、契約書第11条、第12条、第29条第1項（別紙様式5）及び第3項、第30条第1項から第3項まで及び第5項、第31条第2項及び第3項、第32条第2項及び第3項、第33条、第34条、第37条第2項、第38条第2項、第40条第1項及び第2項並びに第46条（5）に規定する事項については、POと事前協議をするものとする。

#### 第10 様式

本実施要領の各様式については別途定めるものとする。